

(実施要領)

別紙 1

令和6年度地域公共交通等運行継続緊急支援事業について

1 業務内容

補助事業者は、本事業の円滑な実施のため、以下の業務を行います。

- (1) 本事業を管理運営するための事務局の設置
- (2) 本事業に関する相談、問い合わせ等へ対応するためのコールセンターの設置
- (3) 緊急支援金の交付申請に関する募集案内
- (4) 緊急支援金の交付申請に関する審査及び申請者に対する緊急支援金の支給
 - ア 申請書の審査
 - イ 交付対象者に対する交付決定業務
 - ウ 緊急支援金の支払
- (5) その他事業管理に必要な事項

2 補助対象経費

(1) 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

なお、事務費については、間接補助事業の実績に応じて減額することがあります。

区分	補助対象経費	補助率
事業費	地域公共交通等事業者に対して、助成する緊急支援金	10分の10
事務費	人件費、振込手数料、旅費、賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、外注費、委託費、一般管理費、その他事業を行うために必要な経費	10分の10

※ 事務費において、一般管理費を経費に対する一定の割合で計上する場合は、10%又は以下の計算式によって算出された率のいずれか低い率とします。なお、外注費、委託費を一般管理費の対象経費とすることはできません。

①企業における計算式

$$\text{一般管理費率} = (\text{「販売費及び一般管理費」} - \text{「販売費」}) \div \text{「売上原価」} \times 100$$

損益計算書から「売上原価」、「販売費及び一般管理費」を抽出し計算を行う。ただし、「販売費」（販売促進のために使用した経費（例：広告宣伝費、交際費等）については、決算書の注記事項などに記載がある場合は、その販売費を採用し、記載がない場合は企業から「販売費及び一般管理費」を「販売費」と「一般管理費」に区分した内訳書の提出を求め、その「販売費」を採用します。

②公益法人における計算式

一般管理費率＝「管理費」÷「事業費」×100

〔 正味財産増減計算書の経常費用から、「管理費」、「事業費」を抽出し計算を行う。ただし、「管理費」の内訳として、事業に直接従事する者の給与等、未払消費税額がある場合は除外することとします。〕

(2) 計上できない経費

ア 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は、経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）

イ その他事業に関係ない経費

(3) 補助対象経費からの消費税額の除外

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税額及び地方消費税仕入控除税額は、補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税額及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

3 緊急支援金の交付要件等

緊急支援金の交付要件等に関しては、別紙2に定めるほか、補助事業者が定める支給規程によるものとします。

なお、支給規程は、以下の事項を記載するものとします。

- (1) 緊急支援金の交付対象要件及び交付額
- (2) 緊急支援金の交付申請
- (3) 緊急支援金の交付決定及び額の確定
- (4) 申請の取り下げ
- (5) 緊急支援金の支払
- (6) 交付決定の取消し
- (7) 緊急支援金の返還
- (8) 関係書類の保管
- (9) その他必要な事項

4 地域公共交通等運行継続緊急支援事業の実施に関する福島県との調整

補助事業者は、緊急支援金の交付申請の状況及び交付決定等に関して、必要に応じ、福島県知事に指示を仰ぐものとします。

また、事業継続の可否に関わる事態が発生した場合は、補助事業者は速やかに福島県知事の指示を仰ぐものとします。

5 指導監督等

- (1) 福島県は、補助事業者による本事業の実施に関し、指導監督を行います。
- (2) 補助事業者は、事業の実施に疑義が生じたとき、又は事業の実施に支障が生じたとき

き等必要に応じ、遅滞なく福島県に対し、報告及び相談を行うものとします。

- (3) 福島県は、補助事業者に対し、事業の実施状況の報告を求め、必要に応じ、改善等の指導及び助言を行うことができるものとします。
- (4) 補助事業者は、本事業の事務実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、福島県に対し、速やかに報告するものとします。

6 事業実施に関して補助事業者が他者に与えた損害等に係る費用の取扱い

補助事業者が本事業の実施に関して他者に損害等を与えた場合、これに要する費用への対応については、福島県と協議するものとします。